

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成30年5月21日	
【会社名】	株式会社ソフトウェア・サービス	
【英訳名】	Software Service, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮崎 勝	
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号	
【電話番号】	06(6350)7222(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 伊藤 純一郎	
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号	
【電話番号】	06(6350)7222(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 伊藤 純一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,015,623,450円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	141,255株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与及び株主価値の共有を目的として、所定の要件を満たす当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)及び当社の子会社の従業員(対象従業員と総称して、以下「対象従業員等」といいます。)に対し、譲渡制限付株式付与を活用したインセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)として、平成30年5月21日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)は、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員等に対して支給された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分により交付されるものです。また、当社は、割当予定先である対象従業員等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

平成30年10月5日～平成35年10月4日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものいたします。

(3) 当社による無償取得

対象従業員等が、譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、従業員のいずれかの地位をも退任又は退職した場合(死亡による退任又は退職を含む)及び当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は新株移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものいたします。また、譲渡制限期間満了時点の直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社は当然に無償で取得するものいたします。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものいたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	141,255株	1,015,623,450円	
一般募集			
計(総発行株式)	141,255株	1,015,623,450円	

- (注) 1. 本制度に基づき、対象従業員等に割当てする方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社又は当社の子会社の平成31年度～平成35年度(平成30年11月1日～平成35年10月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の従業員：1,278名	132,430株	952,171,700円	5事業年度分(平成31年度～平成35年度)
当社の子会社の従業員：88名	8,825株	63,451,750円	5事業年度分(平成31年度～平成35年度)

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
7,190円		1株	平成30年6月11日 ～平成30年7月31日		平成30年10月5日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象従業員等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社又は当社子会社の平成31年度～平成35年度(平成30年11月1日～平成35年10月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソフトウェア・サービス 本店	大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
	90,000円	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象従業員等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社又は当社の子会社の平成31年度～平成35年度(平成30年11月1日～平成35年10月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期(自平成28年11月1日 至平成29年10月31日) 平成30年1月29日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期(自平成29年11月1日 至平成30年1月31日) 平成30年3月9日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成30年1月31日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」に記載された「事業等のリスク」)について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年5月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ソフトウェア・サービス 本社
(大阪市淀川区西宮原二丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。